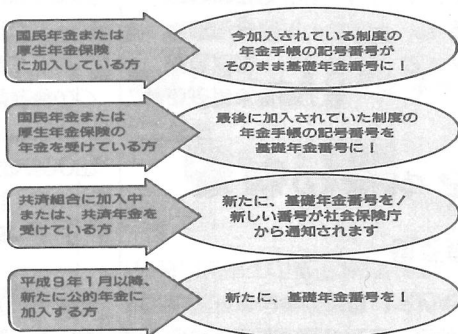


# サービスの充実を図るため 基礎年金番号を導入



特別な手続きは  
必要ありません



現在の年金制度は、国民年金、厚生年金、共済組合の3つに別れており、複数の制度に加入した場合、それぞれの制度で年金番号を取得し、その制度ごとに手続等をおこなっています。そこで、この複雑な手続等を解消するため、平成9年1月から、基礎年金番号を導入し、年金の加入制度が変わっても、今までの番号が使用できるよう改正しようと考えられています。

基礎年金番号により

このよう  
サービスが  
できます

基礎年金番号によって、ひとりひとりが各制度共通の基礎年金番号を持つことになり、各制度ごとの年金番号でおこなわれている届出や照会が基礎年金番号一つで行うことができるようになります。また、各制度を通じて加入記録が把握できることから、年金相談や年金の裁定が迅速・確実にできるようになります。

◆届出を忘れたとき  
退職等によって国民年金に加入する際、届出を忘れてしまった場合でも、個別にお知らせができるようになります。

◆加入状況等のお知らせ  
将来的には、年金の加入状況や年金見込額をお知らせするサービスが行うこともできるようになります。

◆お問い合わせ

千葉社会保険事務所  
〒043(242)6327  
役場住民課国民年金係  
(年金業務課)  
☎(82)1111内線247

## 住宅建設資金利子補給制度

をご利用ください

広報5月号でもお知らせしましたが、横芝町では、今年の4月から住宅建設資金利子補給制度を制定しました。この制度は、千葉県が住宅取得者の初期負担の軽減を図ることを目的に行っている住宅施策の一つで、町が連携して事業を進めようとするものです。

### 要件

- ①町内に持ち家を建設または購入する方で、その資金の全部もしくは一部を住宅金融公庫から融資を受ける方
- ②年間の合計収入金額が800万円以下の方
- ③町民税を滞納していない方
- ④住宅金融公庫との金銭消費貸借抵当権設定契約を結んだ日において、町内に継続して2年以上住んでいる方

ただし、この条件をすべて満たす方であっても、千葉県または他の市町村が実施する住宅建設資金利子補給制度に基づき、利子補給金の交付を受けている方は対象となりません。

### 利子補給金額

利子補給金は、公庫の建設融資残高1000万円(地域優良木造住宅の認定を受けたもの)については1200万円を限度に1%以内の額です。

### 利子補給期間

住宅金融公庫との契約を結んだ日から5年間です。

### 申し込み

交付の申請は、住宅金融公庫との契約から6か月以内に行ってください。

▼受付窓口 役場建設課

☎(82)1111  
内線 345



住宅取得にぜひご利用ください